

# 啓明学院中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

## 1. 本校の基本方針

本校は、建学の精神であるキリスト教主義に基づき、「人にしてもらいたいと思うことは何でもあなた方も人にしなさい」との聖句や“Consideration for Others”というスクールモットーに示されるように、自分自身に打ち克つこと、そして他者の痛みが分かる人間になることを目指して日々の教育活動を行っている。自己中心にのみ生きるのではなく、他者中心に生きることの大切さを自覚し、生徒一人ひとりが大切にされ、また他者を尊重することができるように、生徒も教職員もいじめと向き合い、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切かつ迅速に解決するために、「いじめ防止対策推進法第11条」に基づき、「兵庫県いじめ防止基本方針」に従って「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2. 基本的な考えかた

全ての人間は、神様から固有の命と名前を与えられたかけがえのない存在として愛されている。教職員は、このキリスト教の人間観を片時も忘れず、生徒一人ひとりを十分に理解するように努め、学校生活や家庭生活の状況を敏感に把握し、生徒の微妙な変化に対応していくことが肝要である。

自我を確立し、他者との協力関係を学ぶ時期にある思春期の生徒は、その成長の過程で様々な困難に直面し、ときに「問題行動」や「いじめ」を起こすことがある。

学校生活の全ての場面において「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣く」ことのできる心を育てていくとともに、他者の尊厳を踏みにじる行為を許さない学校であり続けるために、以下の体制を構築し取り組みを行う。

## 3. いじめ防止等指導體制・組織的対応

### (1) 日常の指導體制

日頃から我々は啓明ファミリーであるという自覚を養い、教職員間・生徒間にあつて、友と交わることを大切にし、お互いに挨拶をするという学校の空気と習慣を育ててきた。

さらに、人間関係・社会関係における自覚を深めるため、毎日行われる礼拝や聖書・キリスト教の授業において、また本校の大きな特色となっているキャンプをはじめとする多彩な共同生活行事において、「自分を大切にし、他者を大切にする」精神を養うよう指導する。

生徒の出席状況等については、定例月二回の職員会議における「生徒状況報告」により全教職員が関心を持つようにしているが、これを堅持し更にきめ細かい指導を行う。

いじめ防止等の指導や対策を実効的に行うため、校長・副校長・教頭・基幹教育部部長・キリスト教教育運営課長・生徒課長・養護教諭・学校カウンセラー・学年主任で構成される、常設の「いじめ対策委員会」を設置し全学的に取り組む体制を構築する。

## (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめは、教室において、クラブ活動において、またネット上において、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、顕在化しにくいことを認識し、教職員は常に生徒に近いところで生徒に寄り添うことを心掛け、生徒の毎日の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期に発見するよう努める。

学年を中心にして、教育相談等で把握した情報を生徒課とも連絡・連携を密にして共有し、生徒の現状と変化を的確に捉えた個別の対応を行うとともに、報告を受けた「いじめ対策委員会」が包括的な取り組みの方針を決定し対応を行う。

教職員は、校内外の研修に参加し、研鑽を積み資質の向上に努める。

## (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの可能性のある事実を認知した教職員は、直ちにクラス担任、学年主任に知らせ、学年会が中心となって、生徒課やクラブ顧問等の関係教職員と連携をとりながら、情報の収集、事情の聴取、事実の確認を行う。この際、事実の記録と情報の共有を怠ってはならない。

いじめが明らかになった場合、学年主任は直ちに校長・副校長・教頭に連絡し、校長は「いじめ対策委員会」を開催して解決に向けた方針を迅速に決定し、関係生徒の指導、保護、関係の改善に向けた対応を指示、実行する。

## 4. 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

「いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」については、年間30日を目安とする。ただし、その日数以内でも生徒の出席状況が不安定になり始めたときには、適切に調査し校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県私立学校所管部局に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会」が事態の解決にあたる。この際、事態の内容によっては、「いじめ対策委員会」に、専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えることがある。

※ 上記基本方針は2014年に策定し、2023年4月1日に見直したものである。